



淇園答要卷

人

1177
3



門 七 13
巻 1177
3

淇園答要卷之下目錄



- 一人君と臣と心得の事
- 二人君の元洲の事
- 三人君と臣と人下の事と可司の事
- 四 法役人勅職と勵の事
- 五 法役人の勅職の志と以て勸の事
- 六 法士の内仍後世愛人と司る心得の事
附人の用い極の事
- 七 大學修身齊家治國の事
- 八 治化を正風と正統始とするの事
- 九 小人草面と云ふの事
- 十 臣と治むるの法と治するの事
- 十一 三丁子の後世風俗の真の仕方の事
- 十二 臣と治めたりて治する法の事
- 十三 邪法の立極の事
- 十四 人君と臣との距離をさるるの事
- 十五 臣と臣舎の極の事
- 十六 篤恭の事

事とは身一の心得よこの事成は事よして身身
程更假りも不義の行は行する事一記苦の事よ
此程の義と云ふ事自身お悪し事と云心
に於て有りて身分際よ叶ふ事よ一又物事と
取扱ふ事よよき事よ善よ善て悪友の悪友
よ立て假りよも此程非道なる事と威権を
以ておと一言の事よ先家侯の御事と致す事の
る事扱よする事よこの事思召は報是義と云物
無人君を有る事よ勿論大吏の政よ能る事よ是
義と典とする事よ身一の心得と云此成はて天

の冥罰有く物よ此程非義と典と云よは又
其心得有く事よ孟子よ今の人君は教ある
所と長とする事と好むと云りて扱ある事ハ
心得のお遠之人君たる人ハ人よ身と以て教んと
して言後と以て教んとすつては武王の徳よ
も天降下氏作之君作之師と云事有りて君と
師とハ別よ其位と云事よ此程の事ハ礼運
よハ君者祈明也非明人者也と云りて後ハ君を
る人ハ言語と以て人よ教するの位よハ何と云と
此思召は君を治人ハ人よ教んとすれハ流て

学ハする事ヨありて人心ヲ学ト願フる事成
リの中ハ君ハ其師ト立テ教トまとてしめて
其身ハ唯其教ヨる所の道ト正教ヲ身ヨ行
ヒテ民ヨ示シ又其民ヨ不義の仍のちを極ヨ
するト教ト典トまとて之の正面ト其思ハハ

二 人君ヨる人其心術ト下ヨんまとてしる事
如何ヨ其思ハハ有取ハ右ト不トを掛ル事
作術ト以テ人と教ト中志ヨ成リ究竟の所
彼実ま實ヲ事ヨ成テ下の心後ト得ル事ハ
如何の智略ト以テ然ク人と教まとて民庶

心法

皆の旧ヲ自然ヨ其実ト察知るの明智有之
もの如クより教ハ下ヨりも教まとて律
實ト以テお解チ中志成ル事ヨ成テ
徳福徳の教ハ己はまとて中ハ右極ハ心成
ハを元來人君ト下民の世話トハ其智恵と
して夫と治むるおと思ハハ心得遠ヨり出
中ハ右極ヨてハ其心人君ハ下の操ヨる事ト
さま油ヲ身ヨ行ハハ其成然ク其職分ヨ
実リハ民ヨを教して善ト正願ハ不まとて徳
後ハ其心立の正教人と見立まとて其心

以て善事の判断も義の中里の道と見るにせ
以事之を極に新修付法家来にも義とみる
世君臣一体の心持およありて此乃せ新成の海、
下民も自分触交存する心出ま可中の其上
よて庶民のおひたよ一和す處を極に新修付
以得るを治する善下より自分治する物と
可新思良の

三 上より人何事よより下より教へて事
と其のハ道はるハ修り無雅なる極にお安下
より悔と更事の中た以てハ何事も立り中

百歳は友一切下より中上の事ハ取上ふ新成の
事可然極に思良の身其而く利害も又中
を以極に修成水は是善以の弁思良にお遠
此座の道德も善云事何よより以上を人
の身よ此總一新成善位も道德も善云も善徳
して下よりの中道と此客を新成の時、下の
道德も善云も皆とおと修一の中ハ極に事善
何事も下よ此由法り新成の事を此座の善
危ゆる上この道德も善云も下より媚福水ハ先
立此友徳の道ハ多くあり可中の總別氏下此

上の明子彼一上の戒も累れ此事多言氏下教教
百人の力とよくこころ中カの是カの如く由執也一此
戒も友累れ中此事よてそ君を人と累れ中
よていそこの智も又ま如くそ氏下数百人の言
言を終る由を用ひ新故以て自身カの智恵と此
戒も友よとの明子彼する道理よ此其君を人
の視聽思慮多明子際有之歎き易く此事死此
知由勸糸新故以り何事よよふ此下よお一い
此事を以て由執中カの事由合息多り中此

四 法役人中何れも一統の風俗よて品表向き一通り

の所と以て初る事のところ身と打る先主人
の事と初る事家事と初る如くよそ
假令、他もよ使志と初むる時別よ他用と意
させむとそれと先例法之とて以ていお初
借事よりの物と多極る有る事と交込て由
くの教借事の急を急のこよて主人の費用多
きあるとわかまら此の極の義を法役不
の改る向カのよよと此自然と迷滞からよ
てその初ふ中此身法役人よ身と打る先初
させ中仕る有之百表向と由此新故取此

新成山經ありと於此考新成山にての就と存心事
子也應山

五

前書も望の言よて二策と引立山辟言論面白
さ極も此皮新成山得たつあり山は如何極も没
以て存心極も成の中今一意詳詳中を以極
法後下取山是無先此身分の此徳也一山也
以甚次々書経洛諾も周公の成王も教一終つ
そる事有之山汝其敬識百辟辟字亦識子其有不享子
多議不及物惟曰不享惟不役志于享凡民惟
曰不享惟事其夾爽侮乃惟孺子孺頌頌不暇聽朕教

汝教于裴民彝汝乃是不寢乃時惟不永哉篤叙
乃正父固固不若予不敢廢乃命と云へり是ハ成王
子心と付て徳侯の天子と見ゆる時を玉帛兼庭
実也て馬あるとと執するとは侍参かくの如く
侍ハ如世何りそりといふ事と覚ゆる極も一
又其内ハ不享と云ふ事の有と心付て覚ゆる
極もす極も一と有り是執上の時を礼も恭敬の
儀多かる極もさよそ恭敬も儀執物もふお意も
て何屈らざるとは不享と名付る事有り是
ハ唯其志とは執上の事も用ひ以て外の

事と思ひ居る所之氏も是と見て不享と
する事あるは怪あるはよりて見侮りて主
家と其執上の徳儀まゝに領ちて居るも小
児の領ち賜ふこととて一應一我も其侮言と聴く
よいと侮阿さるる一我今汝も其極の事よ
よりて氏中の常の心と引立る事と教ゆ一汝
此愛と定先以て命も永らるは一能
そ享儀の正しき志と次日も享儀の時よ出
仕とさせ位に叙列させ事よ如くする事
の事と云ひしめと一とせば氏乃阿て汝の命

と奪かたまよ一さるりと教へ居ひし事よ
一の法とす一事よ是は氏中の其職分の事
よ心と入念と事よ一初て戴念する事よ
極めて引奉る事よ一の事事よ可思思
其後汝所の使志よ他用と通さる極の事よ
信業の嫡と遊あそ中にておけよお成事よ
弟一最初に後付されし怒るくして引居不
中山友よ斯お成事よ

六 徳士の因よて引海正愛人と引奉其後
後引付し同役并其下役ホと云は合

六
く出来奔る害とありゆ事多く初集ゆ
付有る次第も成ゆ事ハ何れも此を託お
知まゆ義も有るゆ事ハ何れも此を託お
家ハ尚時学同有之人も学同之人も一統
の心得お遠有之人も如くお倣ゆ事此座
比ゆ事と正愛致ゆ事ハ何れもかく士とる志の
職分よて何れも士とせは不ゆ事よてハ
民の多中も成りゆ事乃士の道も習ちゆ事
中事と為知ゆ事こより心得お遠出来ゆ
さまハ今世の学文有る士ハこの身ハ生立

より仁義礼智信の性と具したまハこそ人の
志より元と磨きて聖人と學ひ人たる西面
の西とゆ事と思ひ振りゆ事身の内より珠
の光りの出ゆ事振り思ひ振りゆ事同之入
ハ此何とる事身自悟とせんとしてゆ事と悟
人中よてはと利うんととの心掛ゆ事何れも己
の身ハ亦も此教を賢人ありと心得ゆ事
顔色も志の心掛の如くようり切て物とん
下一人よ変るゆ事人々其所と物とゆ事思ひ
さ中よりよて此座ゆ事此の士こそ人賢者と

有り名と揚事譽と云ふんと思ふは有之は
死即ちおとすは是を他人有之時は妬と嫉
と極くは非難とや之のよは支那被胸と云
詭らりは志の因よ、存の非難と文は志よ比當
して立之の是お拒むは事よあり有の士の致は
事一無何するよよもはあつと云くとは己を掛
中の有すは合多くは事よ中は事よ中は事よ中
通りよ中は有る士無其は福は正致は
大人とやせんまゝの心為く身とのと好ん
とする志は其性根は君子人よ何はは極の

小人よては應は小人よては害よする事多くは
中中の若しは應は是無免角士の士を正道と
一統よは初とせふは成合息不柔肉よ、右の漢
は是の志も漢りは志も何事も猿の鹿野園前
の事と可は思は右の該合故當時の正致士
を先十⁺六⁺七⁺の風俗と正致致はよ中よ、お殿り
中言安は且士と正をひ正致はよ先二極よ正をひ
正致は正心滑才一よは總か人よ、言は一致一を
る志は有之のこくはうたは能働はても智恵の
まごも世はこよ叶はは志も有之又智恵は

終まじりひても形軀の働きた極よ云々志も
有之は志成論終よも君子不以言譽人不以
人廢言と中事有之は引挙げよハ言仍よ
よる極くは仍有之介^ハ忽^ハ發^ハとてても言言を用
ゆるよ是^ハは^ハとして捨る事有之る爰は危
角也云々くよ所用成可然ハ

七 大学の備身齊家治玉の義と略中を以極其作誠
以て水以備とハ下地よ為一果くる摸とやそりそ
修よ寸分も遠らぬ極よ能^ハ而^ハてる一ゆく事と
備と中^ハ心^ハ身^ハとハ軀の仍ひ手足の逆用耳目の

視聽也よ六めて身と稱する事よて備身と
之は視聽の言初也よ身よ亦^ハ應^ハる^ハる^ハ操^ハの
の常と立てて極くそ同し摸よ立^ハ處^ハく^ハて^ハは^ハ返
もそ通りと皆^ハと^ハと備身と中^ハ以^ハ備^ハ身^ハと
中事^ハ立^ハ中^ハ之^ハぬ^ハ時^ハハ或ハ富貴と榮^ハ之^ハ推^ハ智^ハよ
畧^ハ總^ハ一^ハ名^ハ利^ハよ^ハ羈^ハこれ^ハ變^ハ色^ハよ^ハ惑^ハひ^ハて^ハを^ハ心^ハ術^ハ
言^ハ仍^ハ月^ハく^ハ日^ハく^ハよ^ハ極^ハと^ハ變^ハ化^ハする^ハ事^ハよ^ハあり^ハく
節操の常の立加^ハと^ハ記^ハ志^ハよ^ハあり^ハ可^ハや^ハた^ハ極^ハよ
有^ハ之^ハ比^ハ時^ハハ一^ハ家^ハの内^ハよ^ハも^ハ父母^ハと^ハ忘^ハま^ハて^ハ妻^ハ妾^ハ
と^ハ親^ハ一^ハと^ハ嫡^ハ子^ハと^ハ早^ハく^ハ一^ハて^ハ庶^ハ子^ハと^ハ孺^ハ一^ハ小

臣と暱ひて長臣と沸んする振るる事大程
こゝに記りて一家内の法度格式を準する上下
大小内分の差を併に治する出来くこゝに
さし如斯くまはは治法の事、民の心やとあり
難き事より治教號令を出すに思ひも
よむぬ事とあり可中の治と、物の甚位と
失ひて入札を考るとまは分けてを治と
得さすると治と申事あて士、士と忘れて高
の事と替先工高多士よ混し農多高よ混
すさう又、君子の光りて位と治をさす下よ

隠き小人の下よ居るさきり高位よさり権勢を
振ふの勢極よ成りて是非顛倒し内外直と
異よし上下を分と失ふの事、のこ多くを治
と礼と云ふ之是りは分を付きてを治と云
よ居るさきり治と云ふ事よ治を治と云
は上の位よある人君又執政の君子の身持正しか
らさきは出来ぬ事よも尤大君子の備を治
とすしとすし之正心誠意を皆是備の事
よ二念あると云ふと云ひ備を治すよは治と
も思ひと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

八 河内下の風俗と西交は交思は心付作
事も有之は可中を旨は終執承は風俗と
西交は交思は心付作 謀實は心付は先は君
上の心付持中一は心付持は心付以上
よて河内族方何是も河親曉の河心持は終
中は極は河仕向中要は心付は徳義お
立ふ中は心付河家來の風俗と和順よて志
おもは心付西交極は終難成志は心付は河家來
士分の風俗お改りふ中よてハ心下の民百姓町人
の風俗決るお改り中河交は是も士の心付町

人よてハ風俗いつよても直キふ中ハ書の堯典よ
克明峻徳以親九族々々既昭睦平章百姓々々章明
懐和萬邦黎民於變時雍は何りは百姓と云
ふも百官の事ハ古ハ官事と一様の子孫の世々
常るふとしてお進てそ職と孝とま下南正重
物黎の世々天と孝ハ後稷の子孫世々極穡の事
と孝とまするの類是之故よけ交よ百姓と言
ふハ即百官の事よ心付は報け末よ黎民の風
俗と心くするの作為といふは心して是黎民
於變雍と何もよて民百姓町人の類は古風

り改りいひしを物り見做て正しくある志ある
事明白に世合息多り可申

九

黎民の於愛と云ふ事如何なる中事よ此の
と云はれぬ此の是は易に君子弱豹変小人革革面と
云ふ事有る君子と士合の徳とありて人
と稱はれ小人無る百姓町人の事之右風俗と正
しく改り治礼と更て君子ある人に元來徳
義より身と折る先て躬行と以て民に示はる
其職合の事ある故大義と備つて其徳司り
変化する事よあると云ふと云ふは

小人に究竟己ら身と衣食より親族と書ふ
事と世一の才の立不としてたる志各己ら物と全
く譲ると云ふ振ふる徳より入事は是非よ及ひ
難ざるある故よ世合の風俗正安らむは其
中心無るやそり小人の利と思ふ心るは外面
の如く改革して礼の旨あるよ世よ事よを
まじや云ふ事ありさまは如何程よ風俗を
ても小人の小人たる所いつまでも止事あり
て世を世と表わすよ出さぬ事よある志
あり是も平年中の風俗を正しりては改り

ありさるる友もその下の風俗と仁よするもの
出ずやさぬるゆゑにしてそ徳^と者たるもの
人あつて^{あつて}徳^とで風俗と改むる事、出ずやさぬ
土 前書^{イニ}を^{三十九}如^{三十九}平年の海に風俗の事り^改
つゝ如何い^いこ^いの中^中か^かの中^中を^を旨^旨新^新信^信状^状して
取^取比^比總^總の^の数^数多^多き^き志^志と^と治^治む^むる^る致^致し^し言^言つ^つ
く^くる^ると^と鑑^鑑る^るよ^よ十^十と^と鑑^鑑る^るよ^よ百^百と^と鑑^鑑る^るよ^よ
子^子と^と振^振り^りく^くよ^よを^を致^致と^と役^役事^事を^を致^致と^と立^立て^て危^危
角^角を^を立^立る^る物^物あり^り極^極に^に致^致し^し事^事あり^りよ^よ
度^度ひ^ひさ^さて^てま^まく^くま^まの^の類^類は^はを^を致^致の^の致^致く^くよ^よお

任せ當時上の思ふよ叶ひふ中^中の事^事あり^りよ^よ
時^時を^を量^量一^一意^意に^に治^治す^すを^を治^治す^すを^を治^治す^すを^を治^治す^す
比^比を^を治^治す^すの^の末^末と^と立^立る^るよ^よ上^上より^りい^い治^治す^すを^を治^治す^す
い^いても^も名^名斗^斗の^の極^極に^にあり^りい^いて^て治^治す^すを^を治^治す^す
何^何の^の給^給も^もなく^く治^治り^り中^中の^の致^致ひ^ひ十分^分に^にお^お任^任せ
意^意ひ^ひて^てま^まく^く治^治す^すを^を治^治す^すの^の致^致中^中の^の納^納得^得い
と^とし^し中^中の^の治^治す^すを^を治^治す^すの^の納^納得^得い^い
も^も治^治す^すを^を治^治す^すの^の納^納得^得い^い
知^知作^作す^すを^を治^治す^すの^の納^納得^得い^い
有^有之^之鑑^鑑治^治す^すの^の納^納得^得い^い

て表向と可法作付の者の通りの方と
以て風俗之趣^{おりの}の趣^{おりの}を伝ふと云ふは二十一年の
浮子由風俗も趣^{おりの}の趣^{おりの}を伝ふと云ふは二十一年の
其趣^{おりの}を伝ふと云ふは二十一年の

十一

前書と角氏と流芳んとして此の趣^{おりの}を伝ふ
趣^{おりの}を伝ふと云ふは二十一年の
流芳と云ふは二十一年の
水と静とせんとしていひはたきいよく波立て
静と云ふは二十一年の

流の心持は二板有之の趣^{おりの}を伝ふと云ふは二十一年の
素人の画と云ふは二十一年の
いふやうにして子出未終くせ度心
せくはしを画と云ふは二十一年の
未て画と云ふは二十一年の
流の心持は二板有之の趣^{おりの}を伝ふと云ふは二十一年の
いふやうにして子出未終くせ度心
せくはしを画と云ふは二十一年の
未て画と云ふは二十一年の

之思ふハ^志人の画どかくぬし甚愛してハ新
る害よりありの中ハ^古先聖王の仁政と云ふ物
いえ本氏よりとゆさせあん北さるる中
と知りて古先聖王の法制の執意とゆと念志
し今の氏のみかこよを悔りかく智と云た
す極よ役希操て年と経るうちよ自然とそ
る風俗の執ら極よせんとして為しけハ画と
業とする人の画どかくぬし甚愛極の所とゆ
エ夫何り度ハ何日しも向ハの自然の智よま
りてあり立ふ中にてハ假令出来中ハ事も立よ

懐き敗れハ事て此の道よゆゆを是ホ身一の也
勅考の者く亦よ此座ハ

十三

治民の事よよりい望ひし中ハ時ハ民百姓面々
身分の情を御さハ事取懲と長ハ事
の之懲んよお取の中ハたハゆを風俗自然よ
不直極よのお取ハ事自然の事ハ其を不と
自然よよくくるるせゆる中念志あり事ハ
身其行る一方の事案細よ中をハ極其後
試水ハ世業ハ此エ夫よの有之ハたとしと云て
中ハ時ハ人ハ皆命と惜まぬ志無き事之ハ然也

其命を惜む志を士卒として歎と合戦と
致し此時は大方のおし方兼引立極急を
命は士卒皆逃ゆらるや大將のおし方
兼引立極急は士卒亦火を犯し
矢石を冒して勇戦と致し是は上より押
まきては理子言ふ事と出させし事、出来ず
し士卒より自然に言ふ事と出し極道と
しは引立し大將の二丈の所は庶民百
姓も其れく自然に言ふ事と出し極道引
立し人の上をる君子の人の二丈の所まで

庶民の世如得とは考可なり

十四 法制と云んと思はれても新法と云んとすは
は旧法と廢する事よりなり申は庶民百姓の改換
出来りくく其れ末と危あこの申は庶民立種
法は旧法と云りたる、當今の事より合ふ申
此事とも多く世に思ふ事と落ち申周旋不
存く是は極道極道取は極の事元來人事の
常の有極は庶民はたとは髪と落し申は
新し落し申は時ハ髪の色も強節も立ち落し
今更たる内よりすし合せたきは改申の事持も

能く治すを修めて一毎日も日数立し一はほより
そ髪の色長く生延すはたす日のくりや
る邪とありて髪は下は乱れしは是旧制の
今のるよ念のし礼道理の目前あるは按し
歴の吉の聖人へ極の所勢^弁有之は總制の
法^元制と立し事も皆皆よして志のも何るも
大なりよ彼一有之たとへは髪^の浩目と極
ゆるさるぬくよてほより生延たる髪も又引
入きてきりりの月よのへ入きて扱はるる事も
出来は極よ有之は弁^の礼と物と役布て

成人の礼ハ士冠礼の何る所をも^弁なり^のて^弁髪^の不
用ひ家人と治むる^道ハ士付礼も何る所をも弁
子とりて^弁髪^の不^の用ひは極よ^のて^法制
とハ制よして立るる物よ^の歴^の法^の立^の難^のは
成りし右の礼の極ある制^の立るもの有之
死何^の也^の思^の意^のよ^の可^の有^の之^の事^のと^の立^の存^のは
十五 人君とる身一人上よ引^の難^の也^の歴^のは^の付
長中皆一同よ中合せて自分と欺さし事ハ有
之^の百^の髪^のやと中^の事^の徒^のと^の疑^のも^の有^の之^の所^のも^の有
之^の世^の疑^のハ^のを^のる^の事^のやと^の所^の有^の之^のを^の好^のは^の世^の疑

と書經の康誥も己よ心付有之しう嗚呼小
子封悃悃廉乃身敬哉と云へり悃ハ志と己志
よ得たる事之廉ハ中そめの身之事之人
君たる人常よ身自ら民の孝を得ざるを以
てし民の耦たるを得ざるを以て憂とすし
しと云ある事こそ是也民よハ天威の怖と樂
と云ふ事右を世交と云ふ吾達居りしゆは
君父と欺る事一向よ柔きひるまざる
之知る所よ人の性と中者ハ不善の事と福せ
ハ何と云く之情愛すると思ひ善事と為せ

は天の道よ叶ふ處しと思ふ公陸人よよは
必何るもの之人君一人よよ立て民とを居と
懸満して居りまうやそ成康の公の何事も
こと難きぬ事よよ海ハ唯世人の中よあ
きたる天と暑る心うそお好の相とある
也つここれハ人君たる人の心もそと暑れて
彼と男の事と夫とぬ極よ好ぬはゆを民も
也れよ迷ひ也れを欺く事ハ果加也後男も
心よありてそ徳と交てこうゆと信むるよ
あがりりものよ西歴はけ交とハ天威樂恍と

いさか之を道に人君する人ハ民下の邪倣るぬ
極よ心と法と事と法と終て
習されは民下より存もよぬ怒と受る
事何る一怒むる心ありてハ民心よんぬ
事よあり民下より欺さ何る志よあり
てハ何事とすもよぬ抱するもくを教
く其身も立抱ぬるよある處よ是ハ
少恭との二ツよ能類と知終る處一教天とを畏
る心起る天の命之抱て付て天道民ヲ榮と
中物中りられ一物物の是とは中庸よも天命

十六

之謂性率性之謂道とハ中事之を精教事ハ
一時の事端よそ一のこくハ略之ハ
民百姓所人の向く若よそとて風俗とよく
ら習ハ教方之とハ為は終然取ハ姑養
基ハ六ヶ教事ハ由禮ハ君民百姓所人よか
さしハ礼と五教よ先身一の由心得有之
事よ凡人とヤ志ハ終よよ終人の方の
上ハ付一家の方上極の事よ法きてハ自ハ終
の思業のこ出る物よて多習よ能合ハ終上
ある思業と出す志よ由禮ハ由一危角を人

の身勝手と付くる場あり。定まるる極小組合
共並と見合を安置と致さねども。ぬす一居
ら十極小取上り。此事治民の人の身一の心は
此座の極小も。其組と主する組。既々惣交は
得る。及て邪心とありて。下情の上。通せぬ
事者。そのよして。右の組合の治も。事小
お取中。以故。其既より。ある。極小。人柄。とは。其
の内。よて。面々。入れ。入る。習。公。評。の上。よて。主人
と。定。先。此。既。已。せ。此。故。以。極。小。の。既。故。以。必。上。の。此
目。境。と。以。て。此。既。付。ひ。る。と。中。事。ハ。使。言。よ。て。惣

交事小。此座の極小。入れも。百姓所人。の面々。衣
食の事小。進。こ。是。家。産。家。業。小。障。る。さ。志。故
何よ。よ。ら。此。組合の事小。わ。り。此。事。ハ。産。業。の。妨
と。ある。事。多。小。故。入れ。入。さ。せ。以。て。も。面。倒。る
る。事。も。存。以。て。尚。分。の。事。小。因。循。の。骨。と。お。す
ぬ。志。小。骨。の。妨。り。い。有。く。不。と。得。と。使。せ。並。小。其
既。小。あり。以。て。も。産。業。の。妨。小。あり。と。する。極。小。其
市。の。助。け。有。く。極。小。其。事。小。の。有。く。以。よ。さ。此
と。立。て。組合の心。志。あり。以。よ。て。使。さ。小。親。小
之。救。ひ。合。さ。る。と。一。使。せ。不。得。心。の。志。ハ。組。小。

致させし事とぞおぼるしこの中ひは総合の立後
ありて^{てん}多きとて序と役事教ひても皆々
ゆきなりて教と^た筋はけり教の何方も何
まも教と交補は叶^たぬ物ありし空しく粗
教と純しゆゆも^ら自^ら分^ら告^らすし^らみ^ら風^ら俗^らも
よきありし^ら一家の親し^ら又^ら役^ら筋^ら子^ら対^ら業^ら
子付ての総合幾色も引たり有之^ら松子^ら致し
事先^ら一^らの^らる^らし^ら心得^らの^らた^られ^らは^ら軍
隊^ら子^ら男^らと^らる^らと^ら武^ら功^らと^ら立^らん^らと^らす^らる^らも^ら隊
伍の総合せ有之^ら子^ら因^らり^らて^ら和^らと^ら知^らる^らと^ら情^らて

を^らあ^らじ^らもの^らこの^ら思^らは^らし^ら但^らし^ら総合^ら有^ら之^ら民^らは^ら土^らより^ら
抱^らう^らたる^ら事^ら子^ら多^らお^らし^らと^ら自由^らより^らり^らく^らこ^ら
知^らる^ら有^ら之^ら自由^ら子^ら成^ら都^らう^ら正^らしく^らある^らの^らなり^ら
とこの^ら思^らは^らし^ら

十七 書経君奭の扁は無能^ニ往來^ニ茲^ニ迪^ニ柔^ニ教^ニ文^ニ王^ニ
^茂茂^ニ德^ニ降^ニ于^ニ人^ニと^ニ中^ニ事^ニお^ニ見^ニし^ニ是^ニと^ニ徹^ニ者^ニ尋^ニ
比^ニ知^ニ賢^ニ者^ニの^ニ君^ニの^ニ為^ニし^ニ先^ニ後^ニす^ニる^ニ志^ニる^ニ時^ニを^ニ
上の^ニ徳^ニも^ニ下^ニし^ニ何^ニら^ニ日^ニ是^ニふ^ニり^ニと^ニ中^ニ事^ニの^ニ由^ニし^ニ
此^ニ中^ニ庸^ニ子^ニハ^ニ君^ニ子^ニ篤^ニ恭^ニ而^ニ天^ニ下^ニ平^ニと^ニ有^ニ之^ニは^ニ是^ニ
多^ニ又^ニ何^ニ事^ニも^ニ志^ニ己^ニと^ニり^ニ入^ニり^ニ唯^ニ々^ニ篤^ニ恭^ニを

きはそ下平ありと申はしよ此之儀^肩肩い
こしは極しお見え一申はけ交ぬ何の方走し
此と此尋は徳取は是ハ篤恭と申るを
早竟家相成さど出さ民身は於てハ苦を擇
て固く執り改め^徳於て^徳賢を奉て固く
任する事と篤恭と申るは此の思取は固
く任する時ハ徳の國人は誇り^徳事自然
よお申る存は叶ひ^肩申は事^徳徳は打合
はるよて^肩徳^徳ふてハ^徳之い

十八 賢と奉ると申る今日よてハ何極ある人

と賢者として奉る申る由極さずと此の
徳取は徳則賢と申文字の義其人よりお
しすは是たる所者は彼未じより賢こと稱
する事よて此極は極大極於人並よりお
よてもおふたる所何まは何れよても皆賢
と申者としての思取は此れは賢材と申者
種々の若しこの有之は此極何まよてもお
よて
此すは是たる所何るものを下よ是は事ハ物
於の自然よ遠ひ^徳申は物^徳を^徳扱れ^徳する
よハ元來天より稟する所の人よりハ

しすはさくる所ある志は元のか自ら皆を
言向きて世を治むむむるもの上下の商
ハ下なるもの上を治むむむる志成よ下も
治むむるもの向むは治記王化記の理法を教ふの
道理ぬ志よりして世の人の罪もあさよ
とりの事んとする多難及之是ハた上より
引向むるの遇ちある所よ古聖王の治も
野よ世送賢るを稱せむる事よ世産の治も
上なる人の度量狭もまはたつ自分の物好
よ合する志中と引上を合さむるの多事節

用ひぬ有王の氏を自然に循彼する事あり
世知とくと世考は世の世よ事あり事よ世産の
且利にある者ハ賢者と中志よ世産と世産は
成以て承以利にある志ハ賢志の類よて世産の
治利口よてふ学ある志ハ世産を人々を欺さ
ゆる事多し世産孔子も悪利口世産邦家と世産は
書經立政よも世産の人と用ひる事と戒め
て謀面用不訓シテカフ徳則乃定人茲無乃三宅義民と申
る事有之世産是ハ世産の入りこの謀む世産
人る世産は徳義の事ハ存る事よるも三事大

夫の彼而も用ふる人^と世^せば三事の役
所も義とまじりする人ある^一と申すは
ヶ極の所出づまの有之る^一は京師もをも
本有名の豪高法言もて極の好事と
ありてそ^一人より^一略とを^一者^と多く^一
考て已る家法として家法と見せし^一
ま々心立と入智させて後よ^一使^一て家業と
管ん^一波^一の志有之利^一ある^一志も自然^一
学文と致^一て^一心立の能ある^一極^一として^一
此^一月^一奉^一は^一極^一は^一仕^一有^一は^一ま^一守^一の^一有^一は^一座^一は

十九

書經の洪範^一は^一備^一法^一黨^一王^一道^一湯^一々^一と^一申^一は^一湯^一
尋^一は^一信^一成^一は^一是^一は^一天^一下^一は^一王^一を^一治^一道^一は^一か^一を^一先^一も^一
已^一う^一道^一理^一物^一す^一と^一立^一は^一天^一下^一中^一の^一公^一の^一道^一理^一と^一
者^一立^一て^一事^一と^一を^一と^一して^一天^一下^一は^一王^一た^一れ^一た^一已^一
う^一理^一ある^一事^一は^一改^一め^一正^一して^一物^一は^一か^一を^一人^一
具^一負^一せ^一は^一公^一の^一道^一理^一と^一の^一求^一む^一事^一ある^一
故^一に^一有^一極^一を^一以^一て^一取^一て^一た^一め^一た^一る^一事^一ある^一
極^一ある^一と^一言^一々^一を^一り^一と^一申^一す^一は^一座^一は^一王^一
者^一は^一非^一ず^一は^一端^一の^一出^一極^一は^一是^一非^一言^一
忽^一の^一論^一も^一は^一変^一と^一離^一を^一さ^一る^一は^一ま^一守^一の^一事^一は

此版度義は此座の

二十

至善と中節のハ如何の所と中よと出得法
信然の至善と中節のハ仁義と一弁も多極り
を所操るる物も此座の危角を時の宜きよ何
より多節の生活安逸とゆる所を至善とて
此思良の危角より何り時宜し叶ひしてハ何極
の善事にも皆世の害民の始とありこの中よは
此時宜し叶ひて活き所所の道理の失りぬ極
よ此座此版度善事ハ此座の
善書ハ此を仁義と中節ハ極り善所物と中

廿一

美勝り五離したる極よね此の身不審も此思
良の依り又も此法中を此極ら信し此をよ此の總
して何するよよ此摸と立く此事ハ多くハ此
是よ拍り此事よありて工支商よ此法此事
も此此の多節と治むるも此多節の一
軌轍よ此の法則無之してハ事の極子此此の
此や此の事と治す法則と立中此事よ此座の
故よ法制と立事ハ危角を極大なりある不
よ立てて此内よて出入自由なり此極よ彼も
此事所要よ此座の親民の切罪と右の法よ何つる

子多そ時の心持の誠實に偽りなく己の身のため
に致し不義の爲に致しするを法に拘
らざるは是と賞して法の賞に何するを
のとしふざるは是と罪するを青災として
殺す^殺處し書の常典青災肆赦と申す事
て^赦論^何終^何し行之以忠と何するも世事ありとて
思ふに右の通の心得を以て法に旧ひたる法よて
氏の事、形しするは法に拘り以て執拗に
て、民情の實に肖く事、成る法も自ら壞
きて立つこととて思ふに又右の通の法を

る物成れと取扱ひに役人の古今に違^違て法
定と能く達し法を肖ひて有^有退する事の
出来ふや志^志をも役^役に用ひ難^難く志とて
法思ふに

世 前書にやを以法のりやを以てハ法を以て

と中拘^拘極^極ありやとの^疑形^疑至極^{至極}を以て
應^應に^疑然^疑是^疑に^疑何^疑事^疑も^疑皆^疑右^疑と^疑通^疑する^疑あり^疑形^疑物
子^子應^應に^疑中庸^{中庸}も^疑文武^{文武}之^疑改^改有^有在^有方^有策^有其^有人^有存^有則
其^其政^政行^行其^行人^行亡^行則^行其^行政^行息^息と^行申^行事^行有^行之^行以^行用^用の^用文^用王
武^武王^王の^王政^政は^王さ^政し^政る^政の^政聖^政人^政よ^政て^政立^立て^立た^立る^立政^立の

致しあふて布さ陳ひて方策の書し書付何
ま有る人存生るまは改行日ま主人なるか
りて其改はむと中事よは法律も其めら律
ハ律よて立てて其五扱の刑ハ徳例と云ふものど
立てたれよよりて用ひしを存はるる奴事よ
て扱例のとりりたしきハ種々変化ありて云ふ
し極よて人とは活らす事よもより殺する事よも
ある故に漢書史記ホも其人の吏事と云ふはく
この評よ文云害ありと云事有之ハ是を云ふま
し極う人と害ふ事ありと中事よは度ハ性古

より法と云ふものハ右の通りの事よあるもの
取不詮法と云ふものハ元の特を倚る所の模範
よあると云ふれ其を取まてして活する事
あり時よ其法ハ何れもさうめくある者
とて其思ふはたれとは無理ハ法よて云ふ付は
も秦の法のめく惨酷少思思として守むはく情と
知ふぬと云ふものよりりて法ハ民の怨と求
るの媒とありり中ハ右の通りの物ある取返
り人も其役人の賢不肖正邪の由目利心と
其付ハ事費一の者務ありと云思ふハ

策子策も衣食足而知礼節一といひも衣食と
 是寸の事先多當今の専務一といひも衣食の
 是一極善一財貨の延以彼一方之悪業一難
 前以心付事以中を極以誠以總
 て極の事も先令作の所の大積之以て参
 難出事極以財用之一之五之六之札をひ
 と中事とそめて用ひ以て計を正令銀と札
 とと合せて五中の積貨の數二倍一より中以
 取自知と流り量饒より中以道理り以然
 れを是よ六札と以計る中りて三四倍五六倍と

ありふ中以今三四倍五六倍よりあり以彼方有
 之以是ハ五中下下た一積貨といや一之倍一
 と貴ひ以極一極一延一以て風俗を通り
 あり以一之人一積貨の出入一極一より
 蓄一極一事一とせ以て各一什一の利と遂一
 極一彼一一之中一氏一同一の通用
 常一以一法一より一財一貨一の數一自一三一四一倍
 五一六一倍一より一あり一の一中一以一

信義と貴一より一中一事一如一何一極一一之彼一の一中一以一
 假令信義と貴一ひ以ても令一銀一の一實一より一之一け一也

は自然と立つての事（一）の事類（二）を以て
是の是より致し方有之事も此の先金銀の
弘まると此理は成りし事一は信義より此れ
くる所を以て此智の事作付の細是非返済出来
ぬ事此の事何れも在りた工作の事力備の事
と課役を以て此作付を貸物と此を此の貸
分て半と渡世の用と（三）半と備銀の債と致
し此格に此作付の支も不暢（四）より此の遣放（五）此作
付の危利分と拘（六）此信義と立し事と
そと（七）して此理は成りし民情上の財貨と賤

し信義と貴し此れより此入の事
より此の事金銀と部と信義と貴し
事より此の事此の事此の事此の事
非在法山より此の信義と貴し此の教る
り此は金銀の事支度のおろる事より
り此何格の義を以て此作付の在り事より
と致し一送にる事より此の事此の事
銀の有る事より此の事此の事此の事

五
此の事此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事

帥以正執敵不正と云終つるこゝで上より流の
仕分と對て言付る事には下より先是とう
ゆとしくおもふ所も上の人其事と云付さ
左孫一子一振一りてやめぬ事何る處
と親親ひ居る物之上の人宥初初云付くる通
りを守りていれおても倦むとおとまおは浮
きは下の情是子腹一く始て是号命令の如く
後小物あり世知と誦語一も居之無倦とハ
之ひ終ひたる事こゝで又當時の如務一
中よのの何とても世はよよりて民と引

世一安置する事何る一もは居極る何る
い大なる治化不害何る事よるりて民心服
せぬ事よるる處一と云ふ事と無見不
利と云ふ云終つる事今の人政事と
心得くるハ民と欺さるこゝで上の府庫小
令強と積貯る類の事事と政事とを
くるハ以の弁の大張ことと云思ふ

堯 為政以德と申事由為政以て取り徳と
申そのハ政とする人の心よ極くよして仍
とは亦も人も終ひ終ふ處を云と云我

身ハ勿論言正安^事るハ^刑選ひ^刑ひて^刑報人^刑と^刑は^刑言
通り^刑より^刑て^刑引^刑せ^刑る^刑事^刑之^刑危^刑可^刑れ^刑は^刑氏^刑の^刑大^刑
れ^刑も^刑後^刑も^刑あ^刑る^刑た^刑と^刑ハ^刑小^刑辰^刑の^刑星^刑の^刑其^刑安^刑も^刑若^刑
て^刑め^刑ら^刑る^刑之^刑周^刑天^刑の^刑流^刑星^刑の^刑其^刑可^刑れ^刑も^刑拱^刑して^刑付^刑
て^刑め^刑く^刑向^刑う^刑め^刑く^刑自^刑然^刑も^刑一^刑玉^刑の^刑氏^刑人^刑ハ^刑其^刑通^刑り
よ^刑る^刑り^刑て^刑風^刑俗^刑も^刑よ^刑く^刑あ^刑る^刑事^刑と^刑云^刑終^刑り^刑並
子^刑の^刑置^刑郵^刑して^刑命^刑と^刑傳^刑あ^刑る^刑よ^刑り^刑も^刑迷^刑る^刑り^刑と
い^刑ふ^刑も^刑同^刑く^刑公^刑指^刑ん^刑と^刑て^刑思^刑思^刑は^刑い

世 刑罰と申すもの、事ハ尋^刑は^刑終^刑誠^刑比^刑刑^刑と^刑申^刑家
ハ^刑面^刑の^刑撰^刑る^刑と^刑と^刑刑^刑と^刑申^刑と^刑同^刑く^刑意^刑味^刑る^刑る^刑文

お^刑よ^刑て^刑考^刑と^刑ハ^刑男^刑の^刑部^刑の^刑刑^刑と^刑其^刑内^刑よ^刑ふ^刑り^刑
一^刑並^刑て^刑去^刑と^刑入^刑と^刑押^刑付^刑は^刑其^刑入^刑たる^刑去^刑り^刑男^刑の
部^刑の^刑刑^刑と^刑形^刑り^刑女^刑の^刑部^刑の^刑刑^刑と^刑あ^刑り^刑形^刑一^刑並^刑て^刑去^刑
と^刑入^刑れ^刑押^刑付^刑は^刑又^刑其^刑去^刑り^刑女^刑の^刑部^刑の^刑刑^刑と^刑あ^刑る^刑
の^刑類^刑と^刑型^刑と^刑申^刑は^刑一^刑天^刑下^刑一^刑玉^刑中^刑の^刑氏^刑と^刑ハ^刑其^刑
範^刑中^刑よ^刑入^刑れ^刑て^刑其^刑型^刑ハ^刑範^刑の^刑刑^刑も^刑溶^刑と^刑す^刑る^刑
極^刑よ^刑す^刑る^刑もの^刑取^刑り^刑刑^刑と^刑名^刑付^刑く^刑る^刑もの^刑之^刑盜^刑
賊^刑と^刑す^刑れ^刑ハ^刑是^刑程^刑の^刑重^刑き^刑刑^刑よ^刑知^刑り^刑謀^刑判^刑謀^刑
書^刑と^刑是^刑は^刑是^刑程^刑の^刑重^刑き^刑刑^刑よ^刑重^刑す^刑る^刑也^刑
と^刑云^刑事^刑と^刑ハ^刑氏^刑よ^刑示^刑して^刑戒^刑め^刑と^刑して^刑一^刑統

民心は其撲を心ゆさせて風俗をかさねて
て刑しきよもの殺ありけり事之は
極悪の人とも其人と悪いて是を殺に
よる何れにして後日に民の戒とする
為よ是を殺に事よて庶民の吏死よ其
罪と云ふ何れも悪む辱るるれを
まくの罪の情は改ひて刑よ手後ぬさるる怪
まの等と云はるよて古代よハ世に
よりて死刑の役も有りたる事

世一 礼を庶人よ下る刑ハ大者大元よと云ふ中

る事張とう中を以旨取り礼と中とのよ後た
る中との次有階級多即ち刑と中志よ後る罪
料の大小怪重の等若よて礼と刑とハ其意表と
ありて立ちこる志よて礼とを以れたる刑よ為
ち刑よわらさ海ハ礼よ入るよあり大元物ハ民と治
ひるの職よ何つる人つる礼よ其身者よ礼制
と後してを躬行と以て民の模範とする礼よ朝
夕よ公揖する大吏の爵よ居る者の高り其礼
事ハ庶人等々家よ俸禄あるは身と加督さ
農工高の事業とせられくよ勤めて家族と養ふ

そふら地陽とあり又踏込めそふら地陽ありて是ハ愚妄とありあう血氣も搜搜と死死て理窟よてハ引う一難くハ盜賊の愚事なる首の座もあひひめてお止メ難きと曰一事ハ愚ハ次者も増長する物も此座ハ智慧の上もて取とまじんと思ひひても是非邪正のあは血氣より起りたる怒情なればぬと引立られひてハ強敵に逢て勇士も逃る事ありあう我知ハ増長する者も此座ハ且怒とハ立立のハ玉掬割ハひてもよろし福ハあはるものよひと

ぬとゆる先ひてハ火の系もあはるぬくとめおはる應うハ必く此座無由あるハ此座ハ事堅く此座用ハ此座志うあう人するハ事とあはるるあうこのよて此座の席ハ立立ハ一と成成ハも備審と中者もあう事ハ百世不替此座後で有く死人身の系ハ天の氣よて心の明智日月の明る道道ハ一日よても安楽も度よるよ地日月の送送遠ハ安楽ハあはて一身の病と出する本とありこの中ハ書經の云逸ハ古殷の中宗高宗周の文王と中天子改事と勤めて玉と徳

る七丁子勝五十子勝子及びひそ珍世の天子改
も急り逸挫を好きて玉を保てるる子僅よ七八
年五六年四三子よ色さんしと中るお見一申し
何まよも人身のあふを思ふ一子の毒ありと
忠心の故にて只く忠勤勉に故にて忠身の忠
生よものお成事に出也

淇園答要卷之下終

嘉永五年四月二十八日

東幣

入道大教



淇園答要卷之三

右皆川淇園答要三卷

東都

大窪氏培達堂生碧藏書

嘉永五壬子四月二十八日寫



